（美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則（平成十年文部省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第四号、別記様式第五号及び別記様式第十六号中「印」を削る。

（ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行規則の一部改正）

第十一条　ＰＴＡ・青少年教育団体共済法施行規則（平成二十二年文部科学省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出事項） **第三十九条**　共済団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。 一～八　［略］ 九　共済団体及び当該共済団体の子法人（第六項において「共済団体等」という。）において不祥事件が発生したことを知ったとき。 ２　［略］ ３　第一項第三号から第七号までに該当するときの届出は、登記事項証明書を添付して行うものとする。 ４～６　［略］	（届出事項） **第三十九条**　共済団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を行政庁に届け出なければならない。 一～八　［同上］ 九　共済団体及び当該共済団体の子法人（第五項において「共済団体等」という。）において不祥事件が発生したことを知ったとき。 ２　［同上］ ［項を加える。］ ３～５　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令の一部改正）

第十二条　重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第四号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号から別記様式第十九号までの様式中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○防衛省令第十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十三条、第六十五条及び第百九条第三項、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の九、第八十七条の二十、第八十七条の二十二及び第九十七条の六（同令第百二条の七において準用する場合を含む。）、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十二条第二項、第二十七条の五第一項、第二十七条の六第一項（同法第二十七条の十一第十項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の七第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第一条の二第四項及び第二十四条の六並びに重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十条第三項の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

防衛大臣　岸　信夫

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（一般の服務の宣誓） **第三十九条**　隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。第四十六条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名して服務の	（一般の服務の宣誓） **第三十九条**　隊員（自衛官候補生、学生、生徒、予備自衛官等及び非常勤の隊員（法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。第四十六条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服